



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月27日火曜日 第2574号

## ◇ 目 次 ◇

|                              |                    |     |
|------------------------------|--------------------|-----|
| 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....       | (自然保護課) ...        | 417 |
| 医療機関の指定.....                 | (保健福祉課) ...        | 418 |
| 介護機関の指定.....                 | ( " ) ...          | 419 |
| 施術機関の指定.....                 | ( " ) ...          | 419 |
| 指定医療機関の変更.....               | ( " ) ...          | 419 |
| 指定医療機関の廃止の届出.....            | ( " ) ...          | 419 |
| 指定介護機関の廃止の届出.....            | ( " ) ...          | 419 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....        | ( " ) ...          | 419 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....      | ( " ) ...          | 420 |
| 介護機関（介護予防事業者）の指定.....        | ( " ) ...          | 420 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....      | ( " ) ...          | 421 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....   | ( " ) ...          | 421 |
| 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... | ( " ) ...          | 422 |
| 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....   | ( " ) ...          | 422 |
| 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....       | (経営支援課) ...        | 423 |
| 解除予定保安林.....                 | (森林整備課) ...        | 423 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....          | (東予地方局地域福祉課) ...   | 423 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....        | ( " ) ...          | 424 |
| 指定居宅サービス事業の廃止.....           | ( " ) ...          | 425 |
| 指定居宅介護支援事業の廃止.....           | ( " ) ...          | 425 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止.....         | ( " ) ...          | 425 |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....           | ( " ) ...          | 425 |
| 介護老人保健施設の開設の許可.....          | ( " ) ...          | 425 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定.....        | ( " ) ...          | 426 |
| 指定障害福祉サービス事業の廃止.....         | ( " ) ...          | 426 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....      | (中予地方局農村整備第一課) ... | 426 |
| 土地改良区連合役員の就退任の届出（2件）.....    | ( " ) ...          | 429 |
| 土地改良区役員の住所の変更の届出.....        | ( " ) ...          | 430 |
| 道路の区域変更（県道奥浦白浦線）.....        | (南予地方局管理課) ...     | 430 |
| 道路の供用開始（ " ）.....            | ( " ) ...          | 430 |

## 公 告

|                               |                  |     |
|-------------------------------|------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | (男女参画・県民協働課) ... | 430 |
| 狩猟免許試験の施行.....                | (自然保護課) ...      | 430 |
| 捜査画像情報システムの借入れ.....           | (警察本部会計課) ...    | 432 |
| 基幹業務サーバシステムの借入れ.....          | ( " ) ...        | 432 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第658号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成26年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

| 所管の地方局 | 会場の名称  | 実施日時                 | 実施場所                |                  |
|--------|--------|----------------------|---------------------|------------------|
|        |        |                      | 会場                  | 所在地              |
| 東予地方局  | 東予第1会場 | 平成26年7月3日(木)午前9時     | 今治市民会館大会議室          | 今治市別宮町一丁目4-1     |
| 同上     | 東予第2会場 | 平成26年7月9日(水)午前9時     | 今治市伯方公民館2階大ホール      | 今治市伯方町木浦甲1234    |
| 同上     | 東予第3会場 | 平成26年7月18日(金)午後1時    | 四国中央市保健センター集団指導検診室  | 四国中央市三島宮川四丁目6-55 |
| 同上     | 東予第4会場 | 平成26年7月27日(日)午前9時    | 東予地方局西条第2庁舎4階大会議室   | 西条市丹原町池田1611     |
| 中予地方局  | 中予第1会場 | 平成26年7月29日(火)午後1時30分 | 愛媛県武道館大会議室          | 松山市市坪西町551       |
| 同上     | 中予第2会場 | 平成26年7月31日(木)午前9時    | 久万高原町産業文化会館1階研修室    | 上浮穴郡久万高原町久万188   |
| 同上     | 中予第3会場 | 平成26年8月31日(日)午前9時    | 中予地方局6階第2会議室        | 松山市北持田町132       |
| 南予地方局  | 南予第1会場 | 平成26年7月22日(火)午後1時30分 | 大洲市総合福祉センター4階多目的ホール | 大洲市東大洲270-1      |
| 同上     | 南予第2会場 | 平成26年7月29日(火)午前9時    | 南予地方局7階大会議室         | 宇和島市天神町7-1       |
| 同上     | 南予第3会場 | 平成26年7月31日(木)午後1時30分 | 南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室    | 八幡浜市北浜一丁目3-37    |
| 同上     | 南予第4会場 | 平成26年8月28日(木)午後1時30分 | 南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室    | 八幡浜市北浜一丁目3-37    |
| 同上     | 南予第5会場 | 平成26年8月31日(日)午前9時    | 南予地方局7階大会議室         | 宇和島市天神町7-1       |

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第659号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称       | 医療機関の所在地       | 指定年月日     |
|---------------|----------------|-----------|
| エンジェル薬局川之江井地店 | 四国中央市川之江町331番1 | 平成26年4月1日 |

|            |                |           |
|------------|----------------|-----------|
| 石川クリニック    | 四国中央市上分町732番地1 | 平成26年4月1日 |
| かめた歯科クリニック | 大洲市東若宮4-1      | 平成26年5月1日 |

○愛媛県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関の名称           | 介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|-------------------|----------------|-----------|
| 介護老人保健施設アイリス      | 四国中央市上分町732番地1 | 平成26年4月1日 |
| ユニット型介護老人保健施設アイリス | 四国中央市上分町732番地1 | 平成26年4月1日 |

○愛媛県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 施術機関氏名 | 施 術 所        |                     | 指 定 年 月 日  |
|--------|--------------|---------------------|------------|
|        | 名 称          | 所 在 地               |            |
| 向井真由美  | ケアマッサージ 楽えん  | 東温市横河原185-22        | 平成26年4月14日 |
| 石川竜哉   | いしかわ整骨院      | 四国中央市川之江町446-1      | 平成26年4月23日 |
| 萩岡房枝   | 在宅療養マッサージ南予店 | 大洲市平野町野田3788-15-201 | 平成26年5月2日  |

○愛媛県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 居宅介護事業を行う事業所   |                | 指 定 年 月 日 |
|------------------|-----------------|----------------|----------------|-----------|
|                  |                 | 名 称            | 所 在 地          |           |
| 社会福祉法人来島会        | 今治市北宝来町二丁目2番地12 | デイサービスセンターかこの  | 今治市宮ヶ崎甲700番地1  | 平成26年4月1日 |
| 社会福祉法人来島会        | 今治市北宝来町二丁目2番地12 | 訪問介護事業所かこの     | 今治市宮ヶ崎甲700番地1  | 平成26年4月1日 |
| 社会福祉法人来島会        | 今治市北宝来町二丁目2番地12 | 短期入所生活介護事業所かこの | 今治市宮ヶ崎甲700番地1  | 平成26年4月1日 |
| 有限会社渚薬局          | 松山市堀江町甲766番地107 | かりん薬局          | 八幡浜市広瀬1-6-8    | 平成26年4月1日 |
| 医療法人健康会          | 四国中央市上分町716番地2  | 介護老人保健施設アイリス   | 四国中央市上分町732番地1 | 平成26年4月1日 |

た医療機関の名称が、次のように変更された。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称           | 医療機関の所在地    | 変更年月日     |
|-------------------|-------------|-----------|
| (変更後)<br>上田小児科・外科 | 宇和島市広小路1-26 | 平成26年4月1日 |
| (変更前)<br>上田外科     |             |           |

○愛媛県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地       | 廃止年月日      |
|---------|----------------|------------|
| 石川クリニック | 四国中央市上分町716番地2 | 平成26年3月31日 |

○愛媛県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関の名称    | 介護機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------|---------------|------------|
| 老人保健施設アイリス | 四国中央市上分町乙8番地3 | 平成26年3月31日 |

|              |                      |                        |                                  |            |
|--------------|----------------------|------------------------|----------------------------------|------------|
| 医療法人健康会      | 四国中央市上分町716番地2       | ユニット型介護老人保健施設<br>アイリス  | 四国中央市上分町732番地1                   | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会      | 四国中央市上分町716番地2       | 訪問リハビリテーション事業<br>所アイリス | 四国中央市上分町732番地1                   | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会      | 四国中央市上分町716番地2       | デイ・サービスセンター「む<br>らまつ」  | 四国中央市村松町781番地1                   | 平成26年4月1日  |
| 社会福祉法人愛美会    | 四国中央市上分町乙8番地2        | 短期入所生活介護事業所三島<br>の杜    | 四国中央市上柏町202番地1                   | 平成26年4月4日  |
| 社会福祉法人愛美会    | 四国中央市上分町乙8番地2        | デイサービスセンター三島の<br>杜     | 四国中央市上柏町202番地1                   | 平成26年4月4日  |
| 株式会社サン・ファミリア | 四国中央市下柏町661番地1       | 訪問介護事業所サン・ファミ<br>リア    | 四国中央市下柏町653番地1<br>サウザンド・サニー106号室 | 平成26年4月9日  |
| 株式会社ロピン      | 宇和島市和豊東町三丁目2番<br>3号  | デイスパ駒島                 | 宇和島市和豊東町三丁目2番<br>3号              | 平成26年4月15日 |
| 有限会社梶原建設     | 宇和島市長堀一丁目4番10号       | デイサービスひまわり             | 宇和島市明倫町五丁目5番13<br>号              | 平成26年4月18日 |
| 株式会社仁愛       | 新居浜市久保田町一丁目8番<br>10号 | ケアプラザ「サン愛」坂井事<br>業所    | 新居浜市坂井町一丁目8番20<br>号              | 平成26年5月1日  |
| 株式会社仁愛       | 新居浜市久保田町一丁目8番<br>10号 | サン訪問介護新居浜事業所           | 新居浜市久保田町三丁目3番<br>28号             | 平成26年5月1日  |

○愛媛県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅<br>介護支援事業者）<br>の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地     | 居宅介護支援事業を行う事業所      |                      | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|-----------|
|                                 |                      | 名 称                 | 所 在 地                |           |
| 株式会社SAYOMI                      | 伊予郡砥部町宮内298番地        | かいご相談所おかだ組          | 伊予郡砥部町宮内298番地        | 平成26年4月1日 |
| 居宅介護支援事業所藤原合同<br>会社             | 八幡浜市1536番地13         | 居宅介護支援事業所藤原合同<br>会社 | 八幡浜市1536番地13         | 平成26年4月1日 |
| 株式会社仁愛                          | 新居浜市久保田町一丁目8番<br>10号 | サン居宅介護新居浜事業所        | 新居浜市久保田町三丁目3番<br>28号 | 平成26年5月1日 |

○愛媛県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護<br>予防事業者）<br>の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地    | 介護予防事業を行う事業所  |               | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------|---------------|---------------|-----------|
|                               |                     | 名 称           | 所 在 地         |           |
| 医療法人弘仁会                       | 西条市三津屋南9番10         | 通所介護センターまほろば  | 西条市三津屋南10番20  | 平成26年3月1日 |
| 社会福祉法人来島会                     | 今治市北宝来町二丁目2番地<br>12 | デイサービスセンターかのこ | 今治市宮ヶ崎甲700番地1 | 平成26年4月1日 |

|           |                  |                    |                  |            |
|-----------|------------------|--------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人来島会 | 今治市北宝来町二丁目2番地12  | 訪問介護事業所かのこ         | 今治市宮ヶ崎甲700番地1    | 平成26年4月1日  |
| 社会福祉法人来島会 | 今治市北宝来町二丁目2番地12  | 短期入所生活介護事業所かのこ     | 今治市宮ヶ崎甲700番地1    | 平成26年4月1日  |
| 有限会社渚薬局   | 松山市堀江町甲766番地107  | かりん薬局              | 八幡浜市広瀬1-6-8      | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会   | 四国中央市上分町716番地2   | 介護老人保健施設アイリス       | 四国中央市上分町732番地1   | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会   | 四国中央市上分町716番地2   | ユニット型介護老人保健施設アイリス  | 四国中央市上分町732番地1   | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会   | 四国中央市上分町716番地2   | 訪問リハビリテーション事業所アイリス | 四国中央市上分町732番地1   | 平成26年4月1日  |
| 医療法人健康会   | 四国中央市上分町716番地2   | デイ・サービスセンター「むらまつ」  | 四国中央市村松町781番地1   | 平成26年4月1日  |
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2    | 短期入所生活介護事業所三島の杜    | 四国中央市上柏町202番地1   | 平成26年4月4日  |
| 社会福祉法人愛美会 | 四国中央市上分町乙8番地2    | デイサービスセンター三島の杜     | 四国中央市上柏町202番地1   | 平成26年4月4日  |
| 株式会社ロビン   | 宇和島市和豊東町三丁目2番3号  | デイスパ駒島             | 宇和島市和豊東町三丁目2番3号  | 平成26年4月15日 |
| 有限会社梶原建設  | 宇和島市長堀一丁目4番10号   | デイサービスひまわり         | 宇和島市明倫町五丁目5番13号  | 平成26年4月18日 |
| 株式会社仁愛    | 新居浜市久保田町一丁目8番10号 | ケアプラザ「サン愛」坂井事業所    | 新居浜市坂井町一丁目8番20号  | 平成26年5月1日  |
| 株式会社仁愛    | 新居浜市久保田町一丁目8番10号 | サン訪問介護新居浜事業所       | 新居浜市久保田町三丁目3番28号 | 平成26年5月1日  |

○愛媛県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称          | 主たる事務所の所在地       | 居宅介護事業を行う事業所         |                 | 変更年月日     |
|---------------------------|------------------|----------------------|-----------------|-----------|
|                           |                  | 名称                   | 所在地             |           |
| （変更後）<br>独立行政法人地域医療機能推進機構 | 東京都港区高輪三丁目22番12号 | （変更後）<br>地域医療機構宇和島病院 | 宇和島市賀古町二丁目1番37号 | 平成26年4月1日 |
| （変更前）<br>社団法人全国社会保険協会連合会  |                  | （変更前）<br>宇和島社会保険病院   |                 |           |

○愛媛県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所  |                  | 廃止年月日      |
|------------------|-----------------|--------------------|------------------|------------|
|                  |                 | 名称                 | 所在地              |            |
| 社会福祉法人愛美会        | 四国中央市上分町乙8番地2   | 老人保健施設アイリス         | 四国中央市上分町乙8番地3    | 平成26年3月31日 |
| 社会福祉法人愛美会        | 四国中央市上分町乙8番地2   | デイ・サービスセンター「むらまつ」  | 四国中央市村松町781-1    | 平成26年3月31日 |
| サポートエヒメ株式会社      | 伊予郡松前町上高柳575番地3 | 太陽がいっぱい。           | 伊予郡松前町上高柳575番地3  | 平成26年4月1日  |
| サポートエヒメ株式会社      | 伊予郡松前町上高柳575番地3 | ヘルパーステーション太陽がいっぱい。 | 伊予郡松前町上高柳575番地3  | 平成26年4月1日  |
| 株式会社サン           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 株式会社サン訪問介護サービス     | 新居浜市中須賀町一丁目4番24号 | 平成26年4月30日 |
| 株式会社サン           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 介護プラザサン坂井事業所       | 新居浜市坂井町一丁目8-20   | 平成26年4月30日 |

## ○愛媛県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 |                | 廃止年月日      |
|--------------------|-----------------|---------------------|----------------|------------|
|                    |                 | 名称                  | 所在地            |            |
| 株式会社サン             | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 株式会社サン居宅介護支援事業所     | 新居浜市久保田町3-3-28 | 平成26年4月30日 |

## ○愛媛県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県知事 中村時広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 廃止に係る介護予防事業を行う事業所  |                  | 廃止年月日      |
|------------------|-----------------|--------------------|------------------|------------|
|                  |                 | 名称                 | 所在地              |            |
| 社会福祉法人愛美会        | 四国中央市上分町乙8番地2   | 老人保健施設アイリス         | 四国中央市上分町乙8番地3    | 平成26年3月31日 |
| 社会福祉法人愛美会        | 四国中央市上分町乙8番地2   | デイ・サービスセンター「むらまつ」  | 四国中央市村松町781-1    | 平成26年3月31日 |
| サポートエヒメ株式会社      | 伊予郡松前町上高柳575番地3 | 太陽がいっぱい。           | 伊予郡松前町上高柳575番地3  | 平成26年4月1日  |
| サポートエヒメ株式会社      | 伊予郡松前町上高柳575番地3 | ヘルパーステーション太陽がいっぱい。 | 伊予郡松前町上高柳575番地3  | 平成26年4月1日  |
| 株式会社サン           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 株式会社サン訪問介護サービス     | 新居浜市中須賀町一丁目4番24号 | 平成26年4月30日 |
| 株式会社サン           | 新居浜市久保田町一丁目8-12 | 介護プラザサン坂井事業所       | 新居浜市坂井町一丁目8-20   | 平成26年4月30日 |

○愛媛県告示第672号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地           | 変更しようとする事項                    | 変 更 前               | 変 更 後               | 変更する年月日        | 届 出 日          |
|------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
| フジ三島店      | 四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1 | 駐車場の位置及び収容台数                  | 249台                | 132台                | 平成27年<br>1月17日 | 平成26年<br>5月16日 |
|            |                       | 駐輪場の位置及び収容台数                  | 90台                 | 100台                |                |                |
|            |                       | 荷さばき施設の位置及び面積                 | 60㎡                 | 260.6㎡              |                |                |
|            |                       | 廃棄物等の保管施設の位置及び容量              | 40㎡                 | 26.2㎡               |                |                |
|            |                       | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 午前9時から午後10時まで       | 午前7時から午後11時まで       |                |                |
|            |                       | 来客が駐車場を利用することができる時間帯          | 午前8時45分から午後10時15分まで | 午前6時45分から午後11時15分まで |                |                |
|            |                       | 駐車場の自動車の出入口の数及び位置             | 2箇所                 | 3箇所                 |                |                |
|            |                       | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯    | 午前6時から午後6時まで        | 午前6時から午後10時まで       |                |                |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第673号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

松山市立岩米之野乙621の10

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

電気通信設備用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

松山市立岩米之野乙621の10

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気通信設備用地とするため

○愛媛県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年 5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所        |                      | 指定年月日       | サービスの種類     |
|------------------------|--------------------|----------------------|-------------|-------------|
|                        | 名称                 | 所在地                  |             |             |
| 社会福祉法人来島会              | 訪問介護事業所かのこ         | 愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地 1    | 平成26年 4月 1日 | 訪問介護        |
| 社会福祉法人来島会              | 短期入所生活介護事業所かのこ     | 愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地 1    | 平成26年 4月 1日 | 短期入所生活介護    |
| 合同会社まるる                | リハビリデイサービス和香       | 愛媛県今治市波方町波方甲2620番地 1 | 平成26年 4月 1日 | 通所介護        |
| 株式会社モア・ステージ            | 株式会社モア・ステージ        | 愛媛県新居浜市新須賀町二丁目 8番36号 | 平成26年 4月 1日 | 福祉用具貸与      |
| 株式会社モア・ステージ            | 株式会社モア・ステージ        | 愛媛県新居浜市新須賀町二丁目 8番36号 | 平成26年 4月 1日 | 特定福祉用具販売    |
| 有限会社あさひ                | 指定訪問介護事業所あさひ       | 愛媛県西条市神拝乙35番地 5      | 平成26年 4月 1日 | 訪問介護        |
| 医療法人健康会                | 訪問リハビリテーション事業所アイリス | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 訪問リハビリテーション |
| 医療法人健康会                | 介護老人保健施設アイリス       | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 通所リハビリテーション |
| 医療法人健康会                | 介護老人保健施設アイリス       | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 短期入所療養介護    |
| 医療法人健康会                | ユニット型介護老人保健施設アイリス  | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 短期入所療養介護    |
| 医療法人健康会                | デイ・サービスセンター「むらまつ」  | 愛媛県四国中央市村松町781番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 通所介護        |
| 株式会社四国中央興産             | デイサービスかがやき         | 愛媛県四国中央市寒川町758番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 通所介護        |
| 株式会社田中コミュニティプラザ        | デイサービスセンターわが家      | 愛媛県西条市黒瀬乙820番地 7     | 平成26年 4月10日 | 通所介護        |

○愛媛県告示第675号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年 5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所      |                      | 指定年月日       | サービスの種類         |
|--------------------------|--------------------|----------------------|-------------|-----------------|
|                          | 名称                 | 所在地                  |             |                 |
| 社会福祉法人来島会                | 訪問介護事業所かのこ         | 愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地 1    | 平成26年 4月 1日 | 介護予防訪問介護        |
| 社会福祉法人来島会                | 短期入所生活介護事業所かのこ     | 愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地 1    | 平成26年 4月 1日 | 介護予防短期入所生活介護    |
| 合同会社まるる                  | リハビリデイサービス和香       | 愛媛県今治市波方町波方甲2620番地 1 | 平成26年 4月 1日 | 介護予防通所介護        |
| 有限会社あさひ                  | 指定訪問介護事業所あさひ       | 愛媛県西条市神拝乙35番地 5      | 平成26年 4月 1日 | 介護予防訪問介護        |
| 医療法人健康会                  | 訪問リハビリテーション事業所アイリス | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 医療法人健康会                  | 介護老人保健施設アイリス       | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 医療法人健康会                  | 介護老人保健施設アイリス       | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防短期入所療養介護    |
| 医療法人健康会                  | ユニット型介護老人保健施設アイリス  | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防短期入所療養介護    |
| 医療法人健康会                  | デイ・サービスセンター「むらまつ」  | 愛媛県四国中央市村松町781番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防通所介護        |
| 株式会社四国中央興産               | デイサービスかがやき         | 愛媛県四国中央市寒川町758番地 1   | 平成26年 4月 1日 | 介護予防通所介護        |
| 株式会社田中コミュニティプラザ          | デイサービスセンターわが家      | 愛媛県西条市黒瀬乙820番地 7     | 平成26年 4月10日 | 介護予防通所介護        |



## ○愛媛県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所    |                     | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|------------------------|----------------|---------------------|------------|---------|
|                        | 名称             | 所在地                 |            |         |
| 株式会社サン                 | 株式会社サン訪問介護サービス | 愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号 | 平成26年4月30日 | 訪問介護    |
| 株式会社サン                 | 介護プラザサン坂井事業所   | 愛媛県新居浜市坂井町一丁目8番20号  | 平成26年4月30日 | 通所介護    |

## ○愛媛県告示第677号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指定居宅介護支援事業所     |                     | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|---------------------|------------|---------|
|                | 名称              | 所在地                 |            |         |
| 株式会社サン         | 株式会社サン居宅介護支援事業所 | 愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号 | 平成26年4月30日 | 居宅介護支援  |

## ○愛媛県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所  |                     | 廃止年月日      | サービスの種類  |
|--------------------------|----------------|---------------------|------------|----------|
|                          | 名称             | 所在地                 |            |          |
| 株式会社サン                   | 株式会社サン訪問介護サービス | 愛媛県新居浜市久保田町三丁目3番28号 | 平成26年4月30日 | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社サン                   | 介護プラザサン坂井事業所   | 愛媛県新居浜市坂井町一丁目8番20号  | 平成26年4月30日 | 介護予防通所介護 |

## ○愛媛県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成26年5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 指定介護老人福祉施設の<br>開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設         |                   | 指定年月日     | サービスの種類  |
|-----------------------|--------------------|-------------------|-----------|----------|
|                       | 名称                 | 所在地               |           |          |
| 社会福祉法人三恵会             | 介護老人福祉施設ハートランド三恵南館 | 愛媛県新居浜市萩生17番地     | 平成26年4月1日 | 介護老人福祉施設 |
| 社会福祉法人聖風会             | 特別養護老人ホーム光風館氷見の丘   | 愛媛県西条市氷見字上寺丙195番地 | 平成26年4月1日 | 介護老人福祉施設 |

## ○愛媛県告示第680号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成26年5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 介護老人保健施設の開設者の<br>名称又は氏名 | 介護老人保健施設          |                    | 許可年月日       | サービスの種類  |
|-------------------------|-------------------|--------------------|-------------|----------|
|                         | 名称                | 所在地                |             |          |
| 医療法人健康会                 | 介護老人保健施設アイリス      | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1 | 平成26年 4月 1日 | 介護老人保健施設 |
| 医療法人健康会                 | ユニット型介護老人保健施設アイリス | 愛媛県四国中央市上分町732番地 1 | 平成26年 4月 1日 | 介護老人保健施設 |

○愛媛県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年 5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者       |                  |        | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所      |                   | 指 定 日<br>年 月 日 |
|------------|---------------------|------------------|--------|---------------|--------------------|-------------------|----------------|
|            | 氏名又は名称              | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 |               | 名 称                | 所 在 地             |                |
| 3811300411 | 株式会社サスケ             | 新居浜市西町1番30号      | 白石光廣   | 居宅介護          | 居宅介護事業所まごころ        | 四国中央市土居町津根3357番地1 | 平成26年<br>5月1日  |
| 3811300411 | 株式会社サスケ             | 新居浜市西町1番30号      | 白石光廣   | 重度訪問介護        | 居宅介護事業所まごころ        | 四国中央市土居町津根3357番地1 | 平成26年<br>5月1日  |
| 3810600563 | NPO法人サスケ工房          | 新居浜市西町1番30号      | 白石光廣   | 就労継続支援A型      | 就労継続支援A型事業所サスケ工房西条 | 西条市大町1699番地3      | 平成26年<br>5月1日  |
| 3810500250 | 株式会社クック・チャム my mama | 新居浜市新須賀町二丁目6番16号 | 藤田敏子   | 就労移行支援        | クック・チャム my mama    | 新居浜市新須賀町二丁目6番16号  | 平成26年<br>5月20日 |
| 3810200596 | 特定非営利活動法人IMABARI    | 今治市大西町九王甲13番地    | 御手洗 安  | 就労継続支援B型      | ひだまり               | 今治市天保山町4丁目4番地20   | 平成26年<br>5月20日 |
| 3810200604 | 株式会社ネオリサイクル         | 西条市氷見丙477番地      | 眞鍋敏朗   | 就労継続支援A型      | 株式会社ネオリサイクル今治事業所   | 今治市天保山町5丁目2番15号   | 平成26年<br>5月20日 |

○愛媛県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |              |        | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |              | 廃 止 日<br>年 月 日 |
|------------|---------------|--------------|--------|---------------|--------------------|--------------|----------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 |               | 名 称                | 所 在 地        |                |
| 3810200562 | 特定非営利活動法人続ける力 | 今治市桜井三丁目9番5号 | 山崎 昭 人 | 就労移行支援        | 多機能型事業所未来          | 今治市桜井三丁目9番5号 | 平成26年<br>4月30日 |

○愛媛県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 宮 倉 和 良 | 東温市志津川1426番地 |

○愛媛県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 石 丸 克   | 松山市福角町甲620番地 2  |
| "     | 石 丸 幸 信 | 松山市福角町甲570番地 2  |
| "     | 高 橋 英 治 | 松山市福角町甲1500番地 1 |
| "     | 井 上 順 三 | 松山市福角町甲1756番地 2 |
| "     | 西 山 貞 明 | 松山市福角町甲1651番地 1 |

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| "   | 乗 松 一 馬 | 松山市福角町甲318番地 2 |
| "   | 乗 松 俊 文 | 松山市福角町甲828番地 2 |
| "   | 岡 本 正 邦 | 松山市福角町甲862番地   |
| "   | 柳 原 一 嗣 | 松山市福角町甲793番地 1 |
| 監 事 | 石 丸 正 樹 | 松山市権現町甲128番地 1 |
| "   | 西 山 勉   | 松山市福角町甲1647番地  |
| "   | 乗 松 悟   | 松山市福角町甲330番地   |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 乗 松 仁 志 | 松山市福角町甲1680番地 3 |
| "     | 西 山 貞 明 | 松山市福角町甲1651番地 1 |
| "     | 岡 本 正 邦 | 松山市福角町甲862番地    |
| "     | 石 丸 博 之 | 松山市権現町甲666番地 4  |
| "     | 石 丸 克   | 松山市福角町甲620番地 2  |
| "     | 桐 木 弘   | 松山市福角町甲1249番地   |
| "     | 石 丸 史 朗 | 松山市福角町甲1632番地 3 |
| "     | 乗 松 一 馬 | 松山市福角町甲318番地 2  |
| "     | 乗 松 俊 文 | 松山市福角町甲828番地 2  |
| 監 事   | 井 上 徹 郎 | 松山市福角町甲1735番地   |
| "     | 石 丸 正 孝 | 松山市福角町甲747番地    |
| "     | 石 丸 英 樹 | 松山市権現町 1 番地     |

○愛媛県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 大 野 和 男 | 松山市浄瑠璃町甲180番地 4 |
| "     | 井 口 清 尊 | 松山市浄瑠璃町1013番地   |
| "     | 麓 久 司   | 松山市久谷町1654番地    |
| "     | 渡 部 啓 三 | 松山市浄瑠璃町634番地    |
| "     | 相 原 義 則 | 松山市久谷町甲521番地 2  |
| "     | 林 志 朗   | 松山市久谷町183番地     |
| "     | 二 神 明 正 | 松山市窪野町2219番地    |
| "     | 武 智 真 吾 | 松山市窪野町 2 番地     |
| "     | 権名津 武 士 | 松山市窪野町1252番地    |
| 監 事   | 大 森 征 夫 | 松山市浄瑠璃町248番地    |
| "     | 川 井 秀 一 | 松山市久谷町2205番地    |
| "     | 岡 田 博 芳 | 松山市窪野町831番地     |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 中 川 建 樹 | 松山市久谷町637番地    |
| "     | 大 森 政 徳 | 松山市久谷町甲367番地 1 |
| "     | 麓 久 司   | 松山市久谷町1654番地   |
| "     | 相 原 郁 夫 | 松山市浄瑠璃町867番地   |

|     |         |                 |
|-----|---------|-----------------|
| "   | 原 順 二   | 松山市浄瑠璃町甲491番地 1 |
| "   | 大 野 和 男 | 松山市浄瑠璃町甲180番地 4 |
| "   | 岡 田 博 芳 | 松山市窪野町831番地     |
| "   | 武 智 真 吾 | 松山市窪野町 2 番地     |
| "   | 権名津 武 士 | 松山市窪野町1252番地    |
| 監 事 | 大 森 征 夫 | 松山市浄瑠璃町248番地    |
| "   | 佐 野 政 民 | 松山市久谷町2196番地    |
| "   | 古 川 靖 雄 | 松山市窪野町508番地 2   |

○愛媛県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 清 水 潔   | 松山市東石井六丁目15番 2号  |
| "     | 本 郷 常 男 | 松山市東石井四丁目10番30号  |
| "     | 宮 内 康 夫 | 松山市東石井五丁目 2 番13号 |
| "     | 明 知 堂 博 | 松山市東石井五丁目 4 番 7号 |
| "     | 野 間 厚   | 松山市東石井六丁目12番 5号  |
| "     | 宮 内 公 正 | 松山市東石井四丁目11番20号  |
| "     | 野 間 壽 雄 | 松山市東石井四丁目10番 7号  |
| "     | 宮 内 博   | 松山市東石井六丁目 9 番23号 |
| 監 事   | 竹 政 省 三 | 松山市東石井五丁目 5 番 5号 |
| "     | 松 田 経 子 | 松山市東石井五丁目 2 番 5号 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 本 郷 常 男 | 松山市東石井四丁目10番30号  |
| "     | 宮 内 博   | 松山市東石井六丁目 9 番23号 |
| "     | 宮 内 公 正 | 松山市東石井四丁目11番20号  |
| "     | 野 間 厚   | 松山市東石井六丁目12番 5号  |
| "     | 明 知 堂 博 | 松山市東石井五丁目 4 番 7号 |
| "     | 清 水 潔   | 松山市東石井六丁目15番 2号  |
| "     | 野 間 壽 雄 | 松山市東石井四丁目10番 7号  |
| "     | 松 田 経 子 | 松山市東石井五丁目 2 番 5号 |
| 監 事   | 竹 政 省 三 | 松山市東石井五丁目 5 番 5号 |
| "     | 宮 内 康 夫 | 松山市東石井五丁目 2 番13号 |

○愛媛県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 玉乃井 進   | 東温市田窪1491番地   |
| "     | 大 西 忠 雄 | 東温市田窪1448番地 3 |
| "     | 水 田 孝 義 | 東温市田窪1171番地 2 |
| "     | 海 稲 旦 城 | 東温市田窪1707番地   |
| "     | 渡 部 逸 男 | 東温市田窪1218番地   |
| "     | 高須賀 建 二 | 東温市田窪1186番地   |
| "     | 蟹 江 輝 夫 | 東温市田窪1617番地   |
| "     | 渡 部 定 保 | 東温市田窪1610番地   |
| "     | 渡 部 清 志 | 東温市田窪1550番地   |
| "     | 大 西 安 弘 | 東温市田窪1296番地   |
| "     | 窪 正 博   | 東温市田窪963番地    |
| 監 事   | 東 武 則   | 東温市田窪1386番地   |
| "     | 伊 藤 順 一 | 東温市田窪146番地 3  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 玉乃井 進   | 東温市田窪1491番地   |
| "     | 水 田 孝 義 | 東温市田窪1171番地 2 |
| "     | 大 西 忠 雄 | 東温市田窪1448番地 3 |
| "     | 海 稲 旦 城 | 東温市田窪1707番地   |
| "     | 東 武 則   | 東温市田窪1386番地   |
| "     | 山 内 勲   | 東温市田窪183番地 2  |
| "     | 池 田 和 磨 | 東温市田窪780番地    |
| "     | 渡 部 逸 男 | 東温市田窪1218番地   |
| "     | 高須賀 建 二 | 東温市田窪1186番地   |
| "     | 蟹 江 輝 夫 | 東温市田窪1617番地   |
| "     | 渡 部 定 保 | 東温市田窪1610番地   |
| 監 事   | 東 辰 己   | 東温市田窪1386番地 2 |
| "     | 伊 藤 順 一 | 東温市田窪146番地 3  |

○愛媛県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 寺 田 利 重 | 東温市松瀬川477番地    |
| "     | 高須賀 徹 彰 | 東温市松瀬川820番地    |
| "     | 仙 波 是 敏 | 東温市松瀬川673番地    |
| "     | 藤 岡 正   | 東温市松瀬川160番地    |
| "     | 酒 井 源 雄 | 東温市松瀬川236番地 5  |
| "     | 加 藤 正 志 | 東温市松瀬川698番地 1  |
| "     | 渡 部 政 近 | 東温市松瀬川1021番地28 |
| "     | 大 石 一 弘 | 東温市松瀬川875番地    |
| "     | 渡 部 筆 夫 | 東温市松瀬川238番地 1  |
| "     | 田 井 尚   | 東温市松瀬川 1 番地    |
| 監 事   | 仙 波 昭 一 | 東温市松瀬川508番地    |

|   |         |             |
|---|---------|-------------|
| " | 三津山 光 生 | 東温市松瀬川213番地 |
|---|---------|-------------|

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 寺 田 利 重 | 東温市松瀬川477番地    |
| "     | 高須賀 徹 彰 | 東温市松瀬川820番地    |
| "     | 仙 波 是 敏 | 東温市松瀬川673番地    |
| "     | 三津山 保 生 | 東温市松瀬川207番地    |
| "     | 藤 岡 正   | 東温市松瀬川160番地    |
| "     | 酒 井 源 雄 | 東温市松瀬川236番地 5  |
| "     | 渋谷 行 政  | 東温市松瀬川131番地 1  |
| "     | 加 藤 正 志 | 東温市松瀬川698番地 1  |
| "     | 渡 部 政 近 | 東温市松瀬川1021番地28 |
| "     | 大 石 一 弘 | 東温市松瀬川875番地    |
| 監 事   | 仙 波 昭 一 | 東温市松瀬川508番地    |
| "     | 三津山 光 生 | 東温市松瀬川213番地    |

○愛媛県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 松 本 康 良 | 東温市北方633番地    |
| "     | 宇和川 輝 彦 | 東温市北方1760番地 2 |
| "     | 佐 伯 鬼代孝 | 東温市北方2552番地   |
| "     | 江 戸 克 仁 | 東温市北方2759番地   |
| "     | 小 倉 重 雄 | 東温市北方791番地    |
| "     | 佐 伯 優   | 東温市北方2706番地   |
| "     | 田井能 稚 昭 | 東温市北方1217番地   |
| "     | 高須賀 利 雄 | 東温市北方1989番地 1 |
| "     | 高須賀 俊 明 | 東温市北方1540番地   |
| "     | 橋 本 政 雄 | 東温市北方2431番地 1 |
| "     | 松 本 繁 則 | 東温市北方3050番地 2 |
| "     | 渡 部 要   | 東温市北方208番地 2  |
| "     | 渡 部 正 昭 | 東温市北方2908番地   |
| 監 事   | 渡 部 一 志 | 東温市北方893番地 1  |
| "     | 松 川 茂   | 東温市北方3035番地 2 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 佐 伯 優   | 東温市北方2706番地   |
| "     | 橋 本 政 雄 | 東温市北方2431番地 1 |
| "     | 松 本 康 良 | 東温市北方633番地    |
| "     | 石 谷 光 信 | 東温市北方1467番地 2 |
| "     | 野 口 善 徳 | 東温市北方948番地    |
| "     | 宇和川 輝 彦 | 東温市北方1760番地 2 |

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| "   | 松 本 順 一 | 東温市北方3187番地   |
| "   | 弓 矢 英 明 | 東温市北方2234番地   |
| "   | 渡 部 要   | 東温市北方208番地 2  |
| "   | 渡 部 正 昭 | 東温市北方2908番地   |
| "   | 江 戸 良 輔 | 東温市北方2835番地 2 |
| "   | 佐 伯 鬼代孝 | 東温市北方2552番地   |
| "   | 小 倉 重 雄 | 東温市北方791番地    |
| 監 事 | 渡 部 一 志 | 東温市北方893番地 1  |
| "   | 松 川 茂   | 東温市北方3035番地 2 |

|     |         |                    |
|-----|---------|--------------------|
| "   | 常 盤 尚 徳 | 伊予郡松前町大字西古泉23番地    |
| "   | 福 島 清 繁 | 伊予郡松前町大字西古泉76番地    |
| "   | 茂 川 桂   | 伊予郡松前町大字北川原207番地   |
| "   | 大 川 泰 範 | 伊予郡松前町大字北川原357番地 2 |
| "   | 木 村 博   | 伊予郡松前町大字北川原890番地 2 |
| "   | 山 本 達 雄 | 伊予郡松前町大字北川原1550番地  |
| 監 事 | 叶 田 弘 一 | 伊予郡松前町大字大間510番地 2  |
| "   | 有 光 大 岳 | 伊予郡松前町大字西高柳149番地   |
| "   | 烏 谷 章 一 | 伊予郡松前町大字西古泉323番地   |
| "   | 嘉 村 正 司 | 伊予郡松前町大字北川原1533番地  |

○愛媛県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所                 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事   | 叶 田 健 一 | 伊予郡松前町大字大間484番地 1   |
| "     | 大 政 憲 治 | 伊予郡松前町大字大間321番地     |
| "     | 仙 波 俊 三 | 伊予郡松前町大字上高柳167番地    |
| "     | 加 藤 孝 次 | 伊予郡松前町大字上高柳117番地    |
| "     | 池 内 靖   | 伊予郡松前町大字恵久美117番地    |
| "     | 池 内 征 之 | 伊予郡松前町大字恵久美106番地    |
| "     | 喜 安 長 徳 | 伊予郡松前町大字昌農内579番地    |
| "     | 喜 安 光 男 | 伊予郡松前町大字昌農内576番地    |
| "     | 有 光 大 岳 | 伊予郡松前町大字西高柳149番地    |
| "     | 烏 谷 忠 夫 | 伊予郡松前町大字西高柳118番地    |
| "     | 常 盤 尚 徳 | 伊予郡松前町大字西古泉23番地     |
| "     | 福 島 清 繁 | 伊予郡松前町大字西古泉76番地     |
| "     | 喜 安 昇 平 | 伊予郡松前町大字北川原1057番地 1 |
| "     | 大 川 泰 範 | 伊予郡松前町大字北川原357番地 2  |
| "     | 木 村 博   | 伊予郡松前町大字北川原890番地 2  |
| "     | 山 本 達 雄 | 伊予郡松前町大字北川原1550番地   |
| 監 事   | 大 西 良 造 | 伊予郡松前町大字上高柳276番地    |
| "     | 池 内 賢 一 | 伊予郡松前町大字恵久美123番地    |
| "     | 池 内 利 文 | 伊予郡松前町大字昌農内625番地    |
| "     | 喜 安 眞 造 | 伊予郡松前町大字北川原70番地 1   |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所                |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事   | 伊賀上 素 行 | 伊予郡松前町大字大間24番地 1   |
| "     | 北 岡 昭 夫 | 伊予郡松前町大字大間52番地     |
| "     | 仙 波 正 宏 | 伊予郡松前町大字上高柳188番地 1 |
| "     | 大 西 一 郎 | 伊予郡松前町大字上高柳127番地   |
| "     | 池 内 靖   | 伊予郡松前町大字恵久美117番地   |
| "     | 池 内 征 之 | 伊予郡松前町大字恵久美106番地   |
| "     | 喜 安 長 徳 | 伊予郡松前町大字昌農内579番地   |
| "     | 重 川 鐵   | 伊予郡松前町大字昌農内180番地   |
| "     | 森 田 勝 廣 | 伊予郡松前町大字西高柳166番地   |
| "     | 大 西 克 彦 | 伊予郡松前町大字西高柳221番地   |

○愛媛県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 監 事   | 露 口 守 忠 | 東温市北方805番地 4 |

○愛媛県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 水 田 巳 義 | 東温市樋口837番地    |
| "     | 藤 田 恒 太 | 東温市樋口298番地    |
| "     | 松 本 康 良 | 東温市北方633番地    |
| "     | 宇和川 輝 彦 | 東温市北方1760番地 2 |
| "     | 佐 伯 鬼代孝 | 東温市北方2552番地   |
| "     | 渡 部 要   | 東温市北方208番地 2  |
| "     | 江 戸 克 仁 | 東温市北方2759番地   |
| 監 事   | 渡 部 一 志 | 東温市北方893番地 1  |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 田 中 康 雄 | 東温市樋口1196番地 3 |
| "     | 河 内 哲 一 | 東温市樋口285番地 1  |
| "     | 佐 伯 優   | 東温市北方2706番地   |
| "     | 橋 本 政 雄 | 東温市北方2431番地 1 |
| "     | 石 谷 光 信 | 東温市北方1461番地 2 |
| "     | 松 本 康 良 | 東温市北方633番地    |
| "     | 佐 伯 鬼代孝 | 東温市北方2552番地   |

## ○愛媛県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成26年 5月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所         |             |
|-------|---------|-------------|-------------|
|       |         | 変 更 前       | 変 更 後       |
| 理 事   | 池 川 幸 介 | 東温市見奈良445番地 | 東温市見奈良455番地 |

## ○愛媛県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間                                 | 旧・新別 | 敷 地 の 員         | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 奥浦白浦線 | 宇和島市吉田町白浦字アラアジロ3207番1地先から同字3207番2まで | 旧    | メートル<br>4.6～4.7 | キロメートル<br>0.001 |     |
|       |       |                                     | 新    | 7.2～7.4         | 0.001           |     |

## ○愛媛県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                       | 供用開始の日      |
|-------|-------|-------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 奥浦白浦線 | 宇和島市吉田町白浦字アラアジロ3207番1地先から同字3207番2まで | 平成26年 5月27日 |

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 申請年月日       | 特定非営利活動法人の名称         | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地   | 定款に記載された目的   |
|-------------|----------------------|---------|--------------|--|
| 平成26年 5月19日 | 特定非営利活動法人<br>アトリ工素心居 | 河 部 宏 子 | 松山市南斎院町812番地 | この法人は不特定多数の障害のある人に対し、芸術活動を支援することによって、美術や音楽等の表現活動に興味・関心のある障害者の潜在能力や可能性を引き出すと共に、アートの視点から障害者の人権を守り、社会参加を目指しながら、公益に寄与することを目的とする。 |

## ○公 告

## 狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 試験の種類

## (1) 網猟免許試験

- (2) わな猟免許試験  
 (3) 第一種銃猟免許試験  
 (4) 第二種銃猟免許試験

## 2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成26年 8月 5日(火) 午前 9時

| 試験場の名称 | 試験の場所             |                | 実施する試験の種類           |
|--------|-------------------|----------------|---------------------|
|        | 会場                | 所在地            |                     |
| 東予第1会場 | 東予地方局西条第2庁舎4階大会議室 | 西条市丹原町池田1611   | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |
| 東予第2会場 | 東予地方局今治庁舎4階大会議室   | 今治市旭町一丁目4-9    | 同上                  |
| 中予第1会場 | 砥部町文化会館3階会議室3     | 伊予郡砥部町宮内1410   | 同上                  |
| 南予第1会場 | 南予地方局7階第1会議室      | 宇和島市天神町7-1     | 同上                  |
| 南予第2会場 | 五十崎自治センター1階共生館ホール | 喜多郡内子町平岡甲185-1 | 同上                  |

- (2) 平成26年 9月 7日(日) 午前 9時

| 試験場の名称 | 試験の場所             |               | 実施する試験の種類           |
|--------|-------------------|---------------|---------------------|
|        | 会場                | 所在地           |                     |
| 東予第3会場 | 東予地方局西条第2庁舎4階大会議室 | 西条市丹原町池田1611  | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |
| 東予第4会場 | 東予地方局今治庁舎4階大会議室   | 今治市旭町一丁目4-9   | 同上                  |
| 中予第2会場 | 中予地方局7階大会議室       | 松山市北持田町132    | 同上                  |
| 南予第3会場 | 南予地方局7階大会議室       | 宇和島市天神町7-1    | 同上                  |
| 南予第4会場 | 南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室  | 八幡浜市北浜一丁目3-37 | 同上                  |

## 3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成26年 8月 5日の試験に係るものについては、7月 8日(火) から22日(火) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。  
 (2) 平成26年 9月 7日の試験に係るものについては、7月 8日(火) から 8月25日(月) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

## 5 その他

- (1) 提出書類等

## ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

- (2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

- (3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
捜査画像情報システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
捜査画像情報システム一式（ハードウェア、ソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成27年 1月 1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限  
平成26年 7月 9日（水）午後 1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
平成26年 7月 9日（水）午後 1時30分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### ア 受領期限

公告の日から平成26年 7月 2日（水）午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Image Information System for Investigation , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m . , 9 July , 2014
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
基幹業務サービシステムの借入れ



- (2) 借入物品名及び数量  
基幹業務サーバシステム一式（ハードウェア、ソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成27年 1月 1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2  
電話 (089) 934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
平成26年 7月 9日（水）午後 2時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成26年 7月 9日（水）午後 2時30分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければなら

ない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成26年 7月 2日（水）午後 5時15分まで。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Main Business Server System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m . , 9 July , 2014
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110